

鳥取県教育委員会告示第20号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年11月25日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

建造物の部

名称	員数	所在の場所
南門脇家住宅		西伯郡大山町所子361、362-3、363-1
主屋	1棟	
奥座敷	1棟	
裏座敷（2階の内装を除く。）	1棟	
茶室	1棟	
夜具蔵	1棟	
新蔵	1棟	
米蔵	1棟	
味噌蔵	1棟	
所帯蔵	1棟	
北座敷	1棟	
門長屋	1棟	
庭門	1棟	
附 大工小屋	1棟	
北納屋	1棟	
隅納屋	1棟	
南塀	1棟	
西塀	1棟	
家相図（江戸後期、安政7年、 明治39年）	3枚	
普請帳（明治36年）	1冊	
土地（中門、中塀、井戸、洗い場及び 石橋を含む。）	2,100平方メートル	